

4月28日は

参議院山口県選挙区選出議員補欠選挙の投票日です

4月28日(日)は参議院議員補欠選挙の投票日です。この選挙は私たちの代表を決める大切な選挙です。あなたの一票を正しく使いましょう。

投票できる人

投票できるのは、平成5年4月29日以前に生まれた満20歳以上の日本国民で、選挙人名簿登録基準日(4月10日)まで、引き続き3か月以上周防大島町の住民基本台帳に登録されている人。(平成25年1月10日までに転入の届出をされた人。)

■周防大島町の選挙人名簿に登録されている人が、他の市町村に転出した場合周防大島町で投票できます。

■県内の市町の選挙人名簿に登録されている人が周防大島町に転入した場合以前投票していた市町で投票できます。

期日前投票

投票日当日に仕事や冠婚葬祭・レジャーや買い物などの私用で、投票所に行くことができない人は期日前投票ができます。

◆期日前投票の日時と場所

場所	期間	時間	対象地域
大島庁舎	4月12日(金)～4月27日(土)の毎日	8:30～20:00	町内全域
久賀・橋庁舎 東和総合センター	4月25日(休)～4月27日(土)の毎日	8:30～18:00	町内全域
各出張所	4月24日(水)	8:30～18:00	町内全域
前島公民館	4月24日(水)	8:30～11:00	前島地区
笠佐老人憩の家	4月24日(水)	10:30～11:30	笠佐地区
雨振公民館	4月26日(金)	9:00～12:00	雨振地区
神浦公民館	4月26日(金)	14:00～17:00	神浦地区
伊崎公民館	4月26日(金)	14:00～17:00	伊崎地区
源明区民館	4月26日(金)	9:00～12:00	源明地区
長浜集荷場	4月26日(金)	9:00～12:00	長浜地区

不在者投票

病院に入院している人は、入院先の病院が指定病院であれば病院で不在者投票ができますので、病院長に申し出てください。

郵便投票

身体に重度の障害がある人は、郵便によって不在者投票ができます。この制度は、身体障害者手帳または戦傷病者手帳を交付されている人で、その傷害の程度が一定の基準に当てはまる人や介護保険法に規定する要介護区分が「要介護5」の人に限りです。くわしいことは早めに選挙管理委員会へおたずねください。

点字投票

目の不自由な人は、点字により投票できますので、投票所で係員に申し出てください。

代理投票

投票は自分で書いて投票するのが原則ですが、身体が不自由などのため、

自分で書くことができない人は代理投票ができますので、投票所で係員に申し出てください。

入場券

入場券は郵送で届きます。投票日には入場券に記載してある投票所で投票してください。

入場券を忘れたり紛失したりしたときは、当日投票所の係員に申し出てください。

投票用紙

投票用紙は次のとおり印刷されています。

○桃色の紙に黒色のインク

開票

◎日時 4月28日(日) 午後8時

◎場所 B & G 海洋センター体育館

問い合わせ

周防大島町選挙管理委員会事務局
☎0820(74)1000